

公 示

定款第 11 条に基づく代議員の任期満了に伴い、代議員選出規程に基づく代議員の選出を下記のとおり公示します。

記

1 改選となる各選挙区の代議員定数

2023年9月1日現在の一般社団法人日本作業療法士協会に登録された会員データをもとに算出しました。計算式は規定に基づいたもので、「正会員数を300で除したものを四捨五入により整数とし、さらに基本数1を加えました。

選挙区	定数 (名)	選挙区	定数 (名)	選挙区	定数 (名)	選挙区	定数 (名)	選挙区	定数 (名)
北海道	11	埼玉県	8	岐阜県	4	鳥取県	3	佐賀県	3
青森県	4	千葉県	7	静岡県	7	島根県	3	長崎県	5
岩手県	4	東京都	14	愛知県	10	岡山県	6	熊本県	6
宮城県	5	神奈川県	10	三重県	4	広島県	7	大分県	4
秋田県	3	新潟県	5	滋賀県	3	山口県	5	宮崎県	3
山形県	4	富山県	3	京都府	5	徳島県	3	鹿児島県	5
福島県	5	石川県	4	大阪府	12	香川県	3	沖縄県	4
茨城県	5	福井県	3	兵庫県	11	愛媛県	5		
栃木県	4	山梨県	3	奈良県	4	高知県	4		
群馬県	5	長野県	6	和歌山県	3	福岡県	12		
									合計 257名

2 選挙人と被選挙人の所属都道府県について

(1) 選挙人

代議員選挙に投票できる選挙人は、正会員のみです。

選挙人は、自分の所属の都道府県（選挙区）で立候補した被選挙人に対してのみ投票ができます。

(2) 被選挙人

代議員選挙に立候補できる被選挙人は、正会員のみです。

被選挙人は、自分の所属の都道府県（選挙区）でのみ立候補ができます。

(3) 所属の都道府県について

選挙人と被選挙人の所属の都道府県は、2023年9月1日現在における一般社団法人日本作業療法士協会に登録された会員データの所属都道府県となります。

3 立候補の申請について

(1) 立候補の申請受付期間

2023年10月16日（月）15時00分～11月1日（水）15時00分

(2) 申請前に、以下について用意してください。

- ・日本作業療法士協会の2023年度年会費を納入済みにする
- ・立候補の趣旨を300字程度用意する（これは任意提出です）

(3) 立候補はWeb申請となります。下記①～⑤の手順にて行ってください。

①会員ポータルサイトにログインし、「おしらせ」内のリンクより、申請フォームへアクセスします。

※会員ポータルサイトへのログイン方法は、協会ホームページ>会員向け情報>事務局「会員ポータルサイ

トの使い方」を参照ください。

②フォームに沿って入力します。

【必須事項】

- ・氏名、・氏名のみがな、・メールアドレス、・生年月日、・日本作業療法士協会の会員番号、
- ・所属都道府県、・勤務施設の名称、・勤務施設の住所、・2023 年度会費納入について

【任意事項】

- ・立候補の趣旨…提出は任意で、原文のまま協会ホームページの選挙公報に掲載します。
字数は 300 字以内で、英数字は半角、句読点や記号を含みます。

③フォームを送信することで、申請は完了します。

申請後は内容を変更することができませんので、ご注意ください。

④プロフィール写真を、協会ホームページの選挙公報に掲載することができます。

希望者は、正面無帽で胸上までの顔写真を、電子メールへ jpeg データとして添付してください。

電子メール件名:「代議員選挙立候補 プロフィール写真」

送信先メールアドレス: senkan2023jaot@gmail.com

写真提出の締切り: 11 月 15 日 (水) 23 時 59 分

※必ず申請後にお送りください。メール本文には会員番号と氏名を記載してください。

⑤選挙管理委員会にて申請を受理した後は、協会より受理証を郵送します。

4 立候補の受理結果の公表について

受理結果は選挙告示で公表します。

選挙告示は、2023 年 11 月 28 日付けで正会員へ個別に郵送します。

5 投票について

(1) 投票が行われるのは、定数に対して立候補者数が超過した選挙区のみとなります。

立候補者数が定数と一致した選挙区は、立候補者全員が無投票当選となります。

立候補者数が定数未満であった選挙区は、推薦候補を擁立し、全員が無投票当選となります。

(2) 投票が行われる選挙区でのみ、下記日程でインターネット投票を行います。

投票期間: 2023 年 12 月 8 日 (金) 0 時 00 分～12 月 22 日 (金) 23 時 59 分

(3) 投票が行われる選挙区の正会員にのみ、投票用 ID パスワードを個別で郵送します。

6 選挙公報について

選挙公報として、協会ホームページに立候補者の一覧を掲載します。その際、必須事項として、所属都道府県と氏名および勤務先の名称、任意事項として立候補の趣旨とプロフィール写真を掲載します。

7 選挙運動について

立候補者は代議員選出規程第 26 条に基づき、当選を目的として選挙権のある正会員に働きかける選挙運動ができます。また、選挙となる当該選挙区において選挙権のある正会員も選挙運動を行うことができます。

選挙運動ができる期間は、選挙告示の日より投票最終日の前日午後 12 時までです。

8 その他

代議員選挙に関する郵便物の配達先は、2023 年 9 月 1 日現在で一般社団法人日本作業療法士協会に登録されている発送先となります。

問い合わせ先

一般社団法人日本作業療法士協会 選挙管理委員会

電子メールアドレス senkan2023jaot@gmail.com

以上